

令和5年3月公表

令和4年度要配慮者利用施設における 避難訓練の実施結果（介護関係分）



南部町福祉介護課

調査の目的

目的

「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が令和3年7月16日に改正され、要配慮者利用施設の避難確保計画に基づいた避難訓練を実施した場合、概ね1か月以内を目安に、その結果を市町村長に報告することが義務化され、保険者として実施状況及び課題等を把握するため

対象事業所

- 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置する施設（事業所）
- 南部町地域防災計画の中で、その名称及び所在地が定められた施設（事業所）

提出書類

- 避難訓練結果報告書の写し（総務課の受付印が押されたもの）
- 避難訓練の様子がわかるもの

提出期限

- 平成5年2月28日（火）

対象施設・事業所（介護関係分）

| | 施設（事業所）名 | 災害区域 | |
|----|------------------|------|----|
| | | 洪水 | 土砂 |
| 1 | 特別養護老人ホーム三戸老人ホーム | | ● |
| 2 | 三老デイサービスセンター | | ● |
| 3 | グループホーム三老 | | ● |
| 4 | 三老ディサービスセンター八幡の湯 | ● | |
| 5 | 三老ショートステイ八幡のゆ | ● | |
| 6 | 介護老人保健施設なんぶ | ● | |
| 7 | グループホームながわ荘 | ● | |
| 8 | ディサービスセンターあじさい | ● | |
| 9 | 特定養護老人ホームハピネスながわ | ● | |
| 10 | 短期住所生活介護ハピネスながわ | ● | |
| 11 | グループホームハピネスながわ | ● | |

| | 施設（事業所）名 | 災害区域 | |
|----|--------------------------|------|----|
| | | 洪水 | 土砂 |
| 12 | 看護多機能サービス如来苑 | ● | |
| 13 | 小規模多機能ホーム蒼 | ● | |
| 14 | 有料老人ホーム桜桃庵 | ● | |
| 15 | 有料老人ホーム南部の里あつぷる園 | | ● |
| 16 | 有料老人ホームサポートハウス絆 | | ● |
| 17 | グループホーム絆 | ● | ● |
| 18 | 認知症対応型デイサービスセンター あいのて | ● | |
| 19 | 介護老人保健施設孔明荘 | ● | |
| 20 | 孔明荘デイケアセンターたのしい家 | ● | |
| 21 | ケアホーム福の里 | ● | |
| 22 | デイサービス福田湯っこ | | ● |

水防法 第15条の3

◆要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

◆要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に計画の作成等

第8条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

避難確保計画作成及び避難訓練の実施状況

● 避難確保計画作成

作成済 22施設（事業所） 100%

● 避難訓練の実施

実施済 22施設（事業所） 100%

第11章 付属資料(避難確保計画の様式集)
避難確保計画の様式集の記載例

記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 雨水出水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○ホーム】

2022 年 4 月作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

- 65 -

令和4年度要配慮者利用者施設における避難訓練

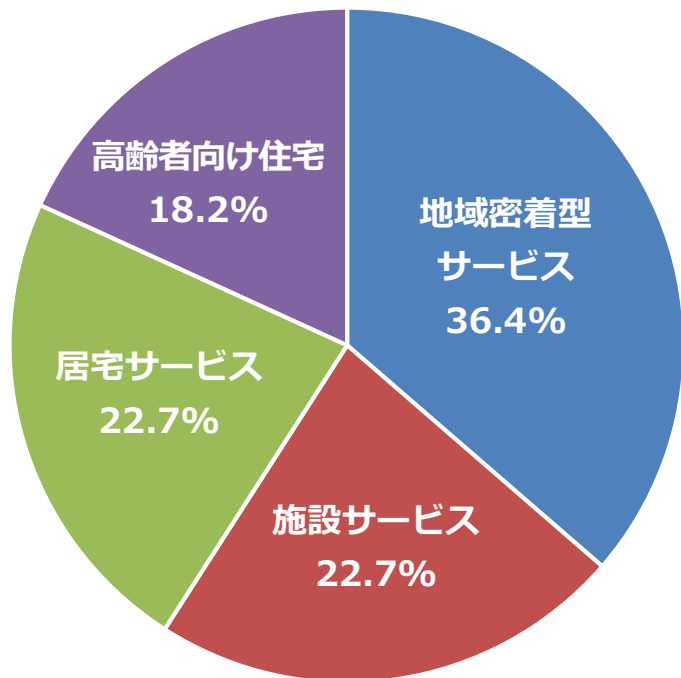
避難訓練の結果

1

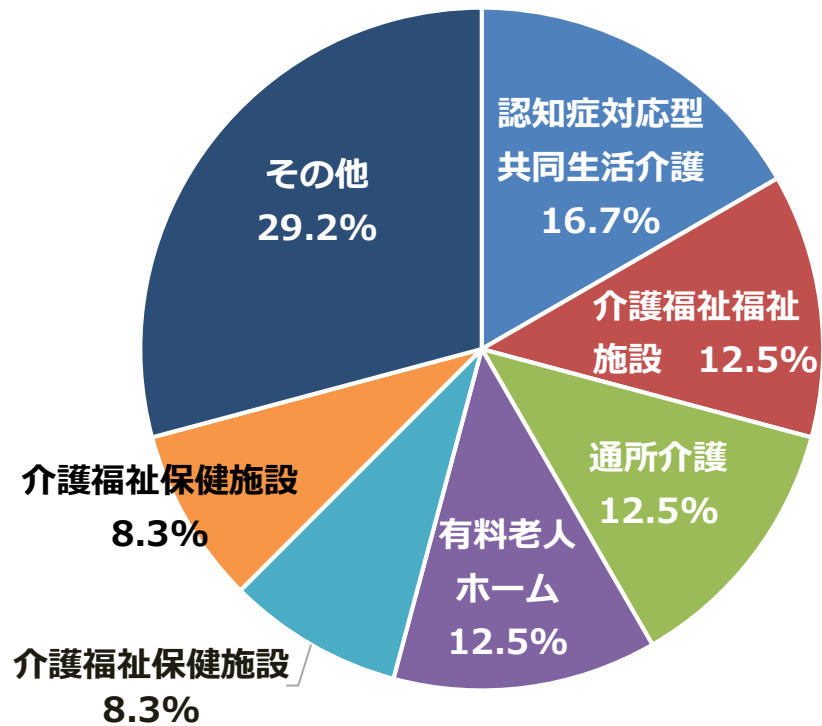
サービスの分類・サービスの種別

- サービスの分類は、「地域密着型サービス」が36.4%で最も多い。
- サービスの種別は、「認知症対応型共同生活介護」が16.7%で最も多い。

サービスの分類

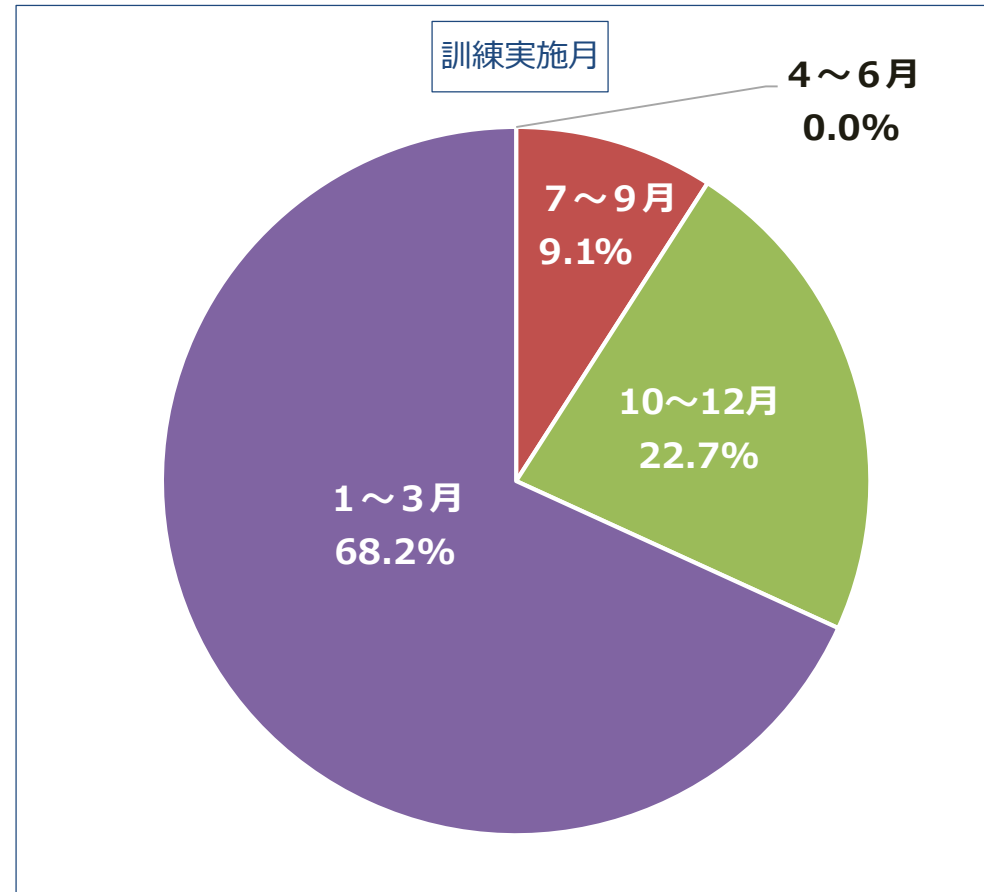
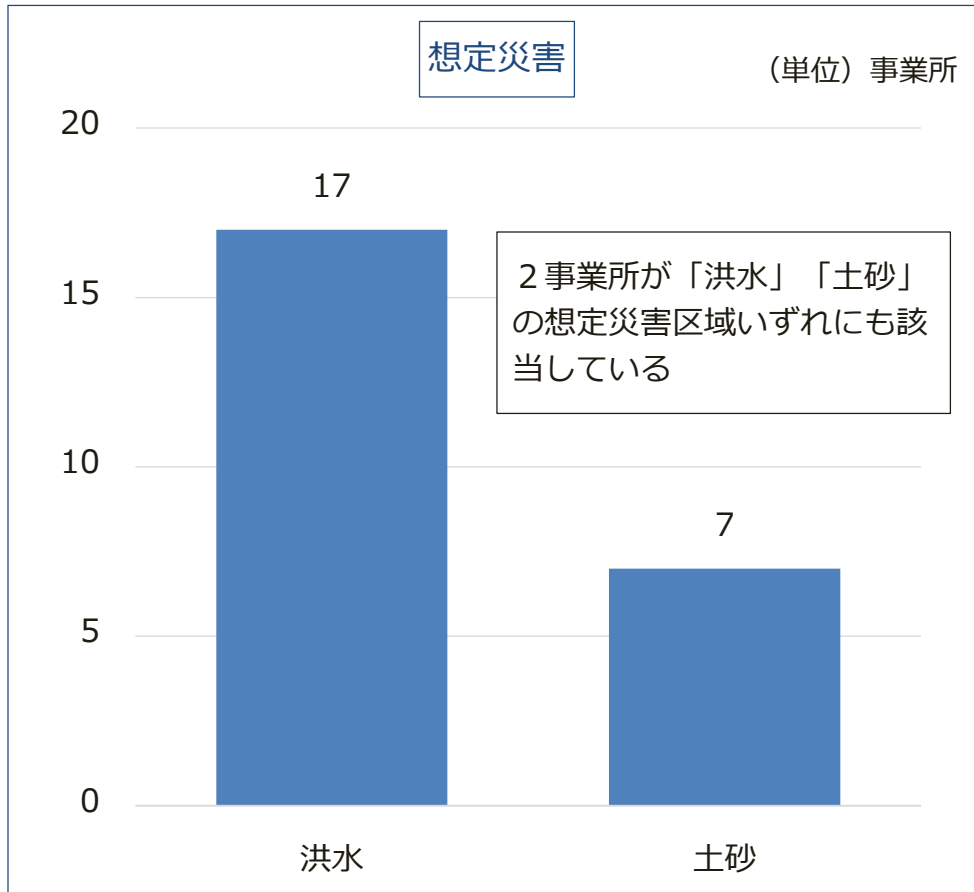


サービスの種別



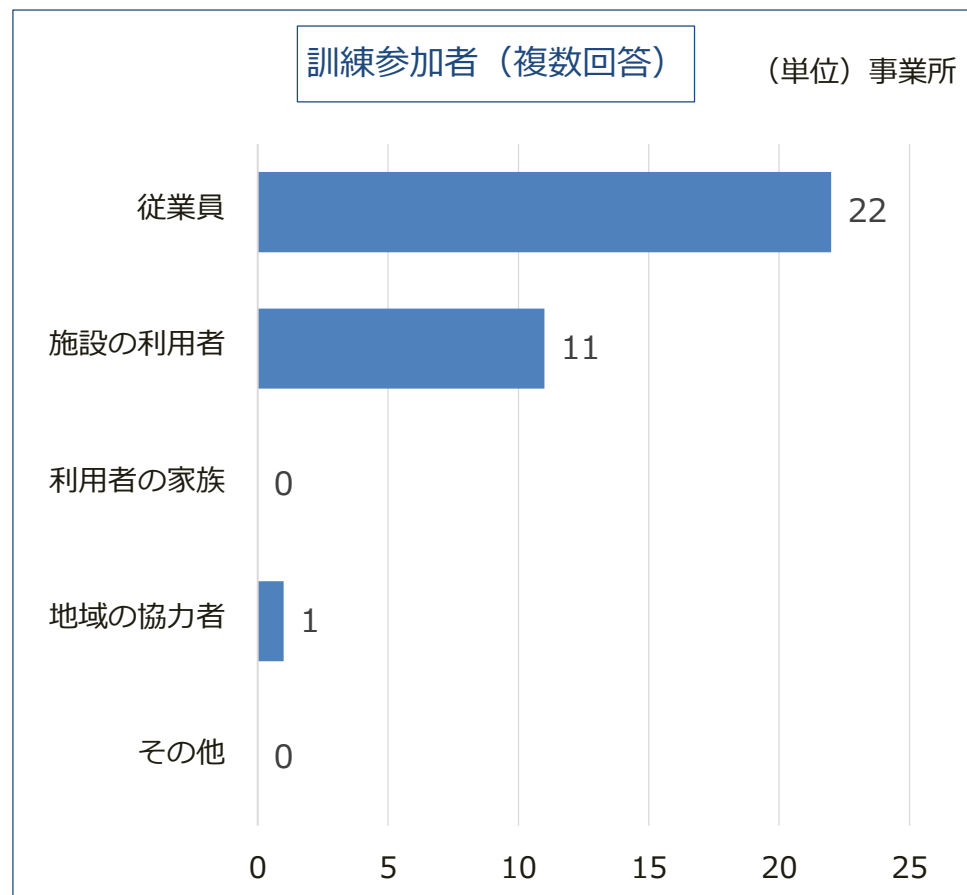
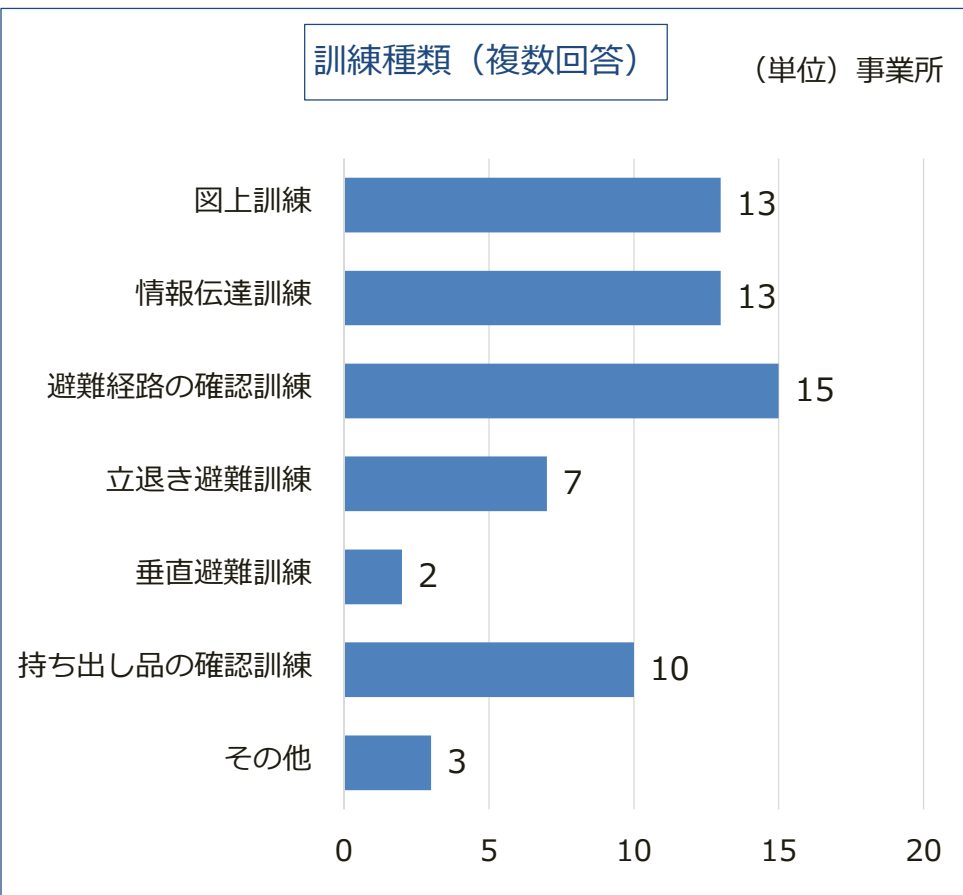
想定災害・訓練実施月

- 想定災害は、「洪水」が17事業所、「土砂」が7事業所である。
- 訓練実施月は、「1～3月」が68.2%で最も多く、次いで「10～12月」（22.7%）である。



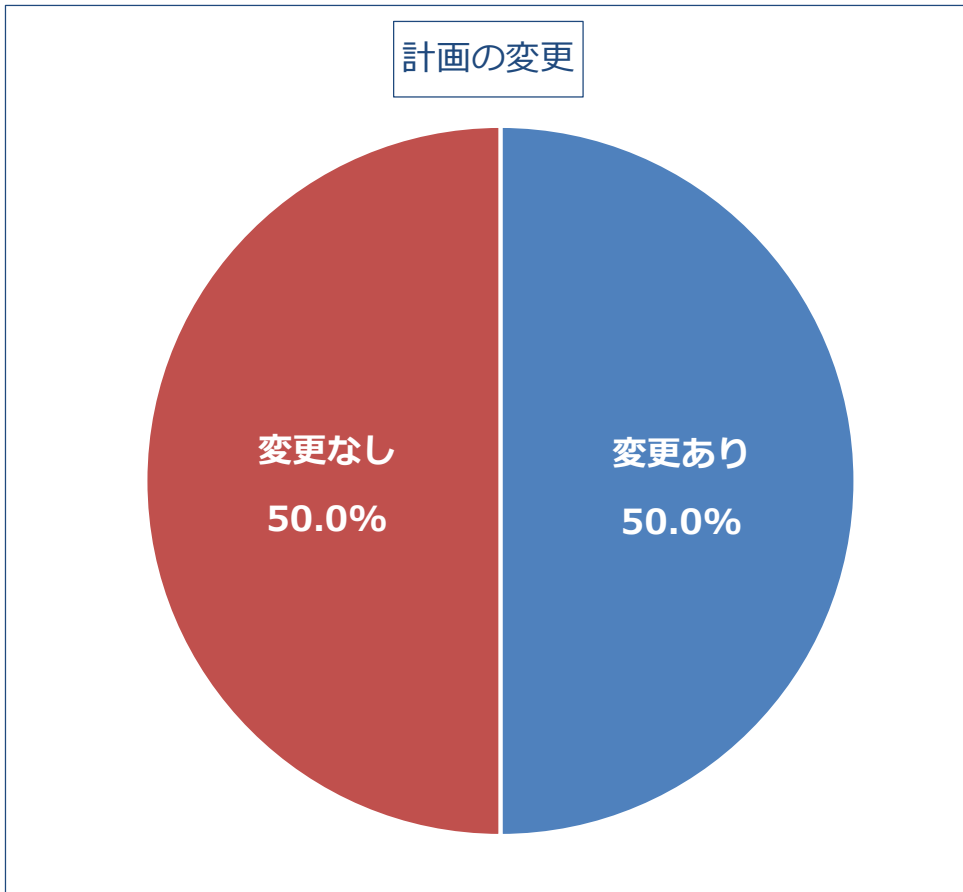
訓練種類・訓練参加者

- 訓練種類は、「避難経路の確認訓練」が15事業所で最も多い。
- 訓練参加者は、「従業員」が22事業所で最も多い。「利用者の家族」が参加している事業所はない。



計画の変更

- 計画の変更をした事業所と変更なしの事業所は、それぞれ11事業所で同数である。



訓練によって確認された課題など

- 車いすでの移動は、予定より倍以上の時間がかかった。
- これまでは午前中に訓練を実施していたが、今回は午後に行った。通常は昼寝をしている時間なので、疲れて歩行が不安定になる人がいた。
- 洪水時、自宅への送迎に危険が予測される場合の対応を、職員会議等で再確認する必要がある。
- ビニール手袋を付けるタイミングをマニュアルに追加した。
- 刻み食の人数を把握していなかったため、確認することにした。
- 非常用電源は、燃料の補充ができない場合、4～5時間しか持たない。
- 非常食の保管場所は1階にあるが、浸水するおそれがある場合の対応を検討する。
- 車両のリフト操作は、全職員が把握していた方がよい。
- 搬送車に車いすが入らないことがわかった。
- 緊急連絡網を再確認する。
- 災害警戒レベルが急激に上がった場合、近隣の事業所とも連携することが必要である。

訓練によって確認された課題など

- 職員に対し、それぞれの役割を決めて周知しておくことが必要である。
- 避難者が多数いる場合、避難場所の変更も検討した方がいい。
- 避難する場所までの時間、利用者をどのように待機させるか。
- 防災備蓄品の保管場所が避難口から遠いことがわかった。
- 避難場所を複数検討しておいた方がいい。
- 予想以上に避難に時間がかかった。認知症状により、状況を理解できない人もいた。
- 女性の職員で、発電機のエンジンをかけることができない人がいた。
- 職員の分担を明確にする。
- コロナウイルス感染症対策に必要な衛生材料やポータブルトイレを追加する。
- 利用者全員が一度に避難することができないので、順番を決めておく必要がある。
- 女性の職員だけで、2階に避難できるか。

要配慮者利用施設避難確保計画

計画作成など

2

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施

「水防法」又は「土砂災害警戒等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、
市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内等又は土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設（医療施設等）の所有者又は管理者は、
「避難確保計画の作成」「避難訓練の実施等」が義務付けられています。
計画作成に役立つ情報を紹介しますので、ご参考としてください。

水防法・土砂災害防止法の改正（平成29年）

要配慮者利用施設の管理者等へ避難計画策定を義務付け

- 現行水防法においては、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設（要配慮者利用施設）の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が**努力義務として課せられている**。
- 他方、平成28年9月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し死亡者が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識されたところ。
- このような状況を踏まえ、これまで努力義務とされていた**避難計画の作成等を義務化**して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとする。

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

| | 避難確保計画の策定 | 計画に基づく避難訓練の実施 | 自衛水防組織の設置 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 現行水防法 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| 改正後 | 努力義務 ↓ (※) 義務 | 努力義務 ↓ (※) 義務 | 努力義務のまま存置 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。 |

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

※ 土砂災害防止法でも同様の措置を講じる

避難確保計画の作成・避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

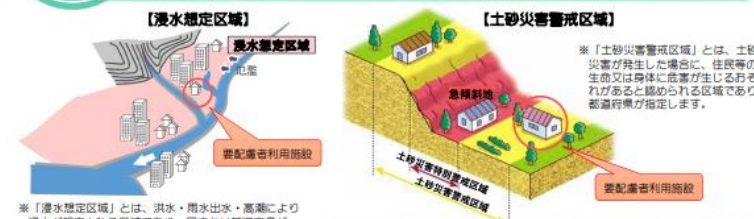
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）



要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、市町村長への報告の義務化
- ③ 避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | | |
|---|---|---|
| <p>【社会福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者交流施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・児童福祉施設 | <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小中学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） | <p>【医療施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康相談センター ・児童館 |
|---|---|---|

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほか、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう**。
- 訓練後は振り返りを行い、**避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



（令和5年5月）

浸水想定区域・土砂災害警戒区域

- 「浸水想定区域」とは、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川管理者である国又は県が指定します。
- 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、県が指定します。

お問い合わせ 青森県河川砂防課

電話：017-734-9670（砂防グループ）

電話：017-734-9662（企画・防災グループ）

避難確保計画とは

- 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実行性のあるものとするためには、管理者等の皆さまが主体的に計画を作成することが重要です。
- 作成した避難確保計画は、施設職員のほか、利用者や家族の方々が日頃から確認することができるよう、その概要を共有スペースの掲示版などに掲載しておくことも有効です。

避難確保計画作成の手引き等

【手引き】 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（国土交通省ホームページ）

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用の手引き (洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

令和4年3月

国土交通省 水管理・国土保全局

記載例 様式1

1 計画の目的
この計画は、本施設の利用者の洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。
関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 施設の概要

| | | | | | |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------|---|---|
| 利用形態 | 通所 | 入所 | 建物の階数 | 2 | 階 |
| | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | ※建物の階数を記載 | | |

※利用形態を記載
※入所には、長期・短期が分かるように記載

| | | 施設の利用者数 | | | | |
|----|---|--------------|------|-----|------|---|
| | | 平日 | | 休日 | | |
| | | 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 | |
| 昼間 | 約 | 27(うち通所利用者9) | 名 | 約 | 9 | 名 |
| 夜間 | 約 | 9 | 名 | 約 | 2 | 名 |

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク
施設において想定されている災害の種類や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

| | | | | |
|------------------|-------------------------------|--|-------------------|-----------|
| 洪水浸水想定区域(洪水) | <input type="checkbox"/> 該当なし | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | 最大浸水深 | 0.5m~3m |
| | | | 浸水継続時間 | 1日~3日未満 |
| | | | 家屋街路等浸水想定区域の該当の有無 | |
| 雨水出水浸水想定区域(雨水出水) | <input type="checkbox"/> 該当なし | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | 最大浸水深 | 0.5m~1m |
| | | | 浸水継続時間 | 12時間~1日未満 |
| 高潮浸水想定区域(高潮) | <input type="checkbox"/> 該当なし | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | 最大浸水深 | 0.5m~3m |
| | | | 浸水継続時間 | 1日~3日未満 |
| 津波災害警戒区域(津波) | <input type="checkbox"/> 該当なし | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | 基準水位 | 2m |
| | | | 最大浸水深 | |
| | | | 津波到達時間 | 50分 |

土砂災害

| | | |
|------------------------|-------------------------------|---|
| 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 | <input type="checkbox"/> 該当なし | <input checked="" type="checkbox"/> 該当(以下の該当する分類に☑) ☑がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地すべり(地滑り) |
|------------------------|-------------------------------|---|

- 計画の報告
計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。
- 計画の見直し
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

避難確保計画作成の手引き等

【青森県】 [要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について（青森県ホームページ）](#)

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について（土砂災害警戒区域内、浸水想定区域内などに立地する施設）

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられています






避難確保計画の作成及び提出、避難訓練の実施報告につきましては、各市町村へお問い合わせください。

水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設避難確保計画（以下「避難確保計画」といいます）の作成が行いやすいよう、「避難確保計画様式」や「避難確保計画の作成を市町村へ報告する様式（案）」などのひな形をダウンロードできるようにしていますので、ご利用ください。

水防法及び土砂災害防止法の改正により、対象となる施設（「要配慮者利用施設」といいます）は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化となっています。

「避難確保計画様式」や「避難確保計画の作成を市町村へ報告する様式（案）」のデータは、下記の「関連ファイルのダウンロード」からご覧ください。


「関連ファイルのダウンロード」

-  医療施設 避難確保計画様式（対象災害：水害及び土砂災害）（ひな形：エクセルシート）[822KB]
-  学校 避難確保計画様式（対象災害：水害及び土砂災害）（ひな形：エクセルシート）[825KB]
-  社会福祉施設 避難確保計画様式（対象災害：水害及び土砂災害）（ひな形：エクセルシート）[771KB]
-  避難確保計画の作成を市町村へ報告する様式（案）（ひな形：ワード）[36KB]
-  避難確保計画作成の手引き解説編[5331KB]

※ また、「避難確保計画」は、既存の「非常災害対策計画」や「消防計画」などに必要事項を追記して作成できます。
既存計画への追記（追加）による「避難確保計画」の作成例（記載例）のデータは、下記の「リンク先」をご覧ください。
「リンク先」

既存計画（「非常災害対策計画」、「消防計画」）への追記（追加）による「避難確保計画」の作成（土砂災害時または洪水時など）

※ 関連する国土交通省のホームページなど

-  要配慮者利用施設における避難確保計画作成事例集（水害・土砂災害）
（全国3施設における(1)検討手順、(2)作成上留意すべきポイント、(3)作成した避難確保計画を掲載）
（下記の内閣府防災情報のホームページからダウンロードしてください。）
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>（外部サイトへリンク）

避難確保計画作成の手引き等

【青森県】 青森県土砂災害警戒情報システム

青森県土砂災害警戒情報システム
Aomori Prefectural Government

| | |
|----------------|---------------|
| 必ずお読みください | 土砂災害警戒情報 |
| 土砂災害危険度補足情報 | 大雨特別警報・警報・注意報 |
| 一般気象情報リンク | 用語解説 |
| 学習ページ | ヘルプ |
| 土砂災害危険度基準値超過一覧 | 土砂災害警戒情報メール通知 |

土砂災害警戒情報発表市町村
発表はありません。

土砂災害警戒情報 警戒文
土砂災害警戒情報は発表されていません。

気象庁発表PDFファイル
現在発表中の土砂災害警戒情報 履歴: 履歴の選択

土砂災害警戒情報 発表番号
-
土砂災害警戒情報 発表日時
-
気象警報・注意報 発表日時
-

凡例

- 大雨特別警報
- 大雨特別警報 (土砂災害)
- 土砂災害警戒情報
- 大雨警報
- 大雨警報 (土砂災害)
- 大雨注意報

避難確保計画作成の手引き等

【ハザードマップ】 [ハザードマップポータル（国土交通省ホームページ）](#)

ハザードマップポータルサイト

～身のまわりの災害リスクを調べる～

[使い方](#) [利用規約](#) [よくある質問](#) [関連情報](#)

重ねるハザードマップ

～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

[地図を見る](#)

場所を入力

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

表示する情報を選ぶ

- 洪水(想定最大規模)
- 土砂災害
- 高潮(想定最大規模)
- 津波(想定最大規模)
- 道路防災情報
- 地形分類

[過去の代表的な災害事例をみる](#)

わがまちハザードマップ

～地域のハザードマップを入手する～

各市町村が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

[地図で選ぶ](#)

まちを選ぶ

都道府県 市区町村



更新情報

2023年3月4日 岐阜県の津波浸水想定区域を更新しました。

2023年2月27日 都道府県管理河川について、新たに洪水浸水想定区域(想定最大規模)を28河川追加しました。洪水浸水想定区域(計画規模)を新たに36河川追加しました。洪水浸水想定区域(浸水継続時間)を新たに64河川を追加しました。家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を新たに50河川追加しました。家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を新たに51河川追加しました。

2023年2月27日 その他河川について洪水浸水想定区域(想定最大規模)を新たに527河川追加しました。洪水浸水想定区域(計画規模)を新たに521河川追加しました。洪水浸水想定区域(浸水継続時間)を新たに51河川追加しました。家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を新たに36河川追加しました。家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を新たに51河川追加しました。

避難確保計画作成の手引き等

【南部町防災関係】 [南部町防災マップ](#)（南部町ホームページ）

The screenshot shows the Nanbu Town website's disaster map page. The header includes the town logo, navigation menu, and search bar. The main content area features a large green banner for the 'Nanbu Town Disaster Map' with a thumbnail image and a 'Download' button. Below this is a list of downloadable PDF files with their sizes. A section titled 'Disaster Map Update Resident Meeting' provides information about a meeting held in October 2022. A Q&A section addresses a question about the highest recorded water level of the Nanbu River during heavy rain. A sidebar on the right lists various town services under the 'Living and Procedures' category.

青森県 NANBU TOWN 南部町

日本語 English 中文 한국어 文字の大きさ 標準 大 特大 背景色 標準 黒 青 黄

ホーム 暮らし 手続き 健康 福祉 子育て 教育・スポーツ 産業 まちづくり 観光 文化 公共施設 町政情報

現在位置: ホーム > 暮らし・手続き > 防災・安全 > ハザードマップ > 南部町防災マップ

南部町防災マップ

南部町防災マップは、青森県が平成30年10月に公表した馬淵川中流部が、千年に一度の降雨により氾濫した場合に想定される最大規模での浸水想定区域図を中心に、地震の揺れやすさマップ、地域の危険度マップ、風水害や地震に関する防災知識のページ等で構成されています。本冊子をご覧ください、災害対策に万全を期して下さいませよう願いたします。

ダウンロード

- 表紙 [992KB pdfファイル]
- 目次 [882KB pdfファイル]
- マップの使い方 [4491KB pdfファイル]
- 風水編 [35871KB pdfファイル]
- 地震編 [14281KB pdfファイル]
- 自助・共助・公助編 [4815KB pdfファイル]

防災マップ更新に関する住民説明会

令和2年10月、防災マップ更新に関する住民説明会を町内3箇所で行いました。参加者からの質問や意見に対して、町の考えを掲載しましたので参考にしてください。

Q: 大雨による馬淵川の水位について、剣吉の観測所では最高で何m記録したことがあるか。また、どの程度の雨量であれば危険な状態となるか。

A: 剣吉の観測所での最高水位は、8m43cm（昭和22年8月）という記録が残っている。なお、

暮らし・手続き

- 戸籍・住民票・印鑑
- 税金
- 国民年金
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度
- ごみ・環境
- ペット
- 町営住宅
- 住まい
- 移住関係
- 交通
- 各種相談
- 防災・安全
 - 緊急・災害情報
 - 消防団
 - 防災情報
 - ハザードマップ
 - 交通安全・防犯
 - 大規模盛土造成地マップ
- マイナンバー制度
- 男女共同参画
- 保健・健康・医療
- 生活支援・援助
- 地域活動
- 商工業
- 政策・施策

避難確保計画作成の手引き等

【南部町防災関係】 [南部町防災重点ため池（南部町ホームページ）](#)

The screenshot shows the official website of Nanbu Town, Aomori Prefecture. The page is titled '南部町防災重点ため池' (Nanbu Town Disaster Priority Reservoirs). The header includes the town's logo, navigation menu, and search bar. The main content area is divided into sections for '南部町ため池ハザードマップ' (Nanbu Town Reservoir Hazard Map) and '南部町ため池マップ' (Nanbu Town Reservoir Map). The 'Hazard Map' section explains that the map was created in March 2021 (Heisei 33) to show areas at risk of flooding from reservoirs. It provides links to PDF files for the hazard map and a map of the reservoirs. The 'Map' section explains that the map shows the names and locations of priority reservoirs, with a link to its PDF file. A 'Contact Us' section provides the address and phone numbers for the Forestry/Agri-Rural Planning Division. A sidebar on the right lists various town services under the heading '暮らし・手続き' (Living/Procedures).

青森県 NANBU TOWN 南部町

日本語 English 中文 한국어 文字の大きさ 標準 大 特大 背景色 標準 黒 青 黄

ホーム 暮らし手続き 健康福祉 子育て教育・スポーツ 産業まちづくり 観光文化 公共施設 町政情報

現在位置: ホーム > 暮らし・手続き > 防災・安全 > ハザードマップ > 南部町防災重点ため池

南部町防災重点ため池

南部町ため池ハザードマップ

南部町ため池ハザードマップを作成しましたので公表いたします。(令和3年3月作成)
南部町ため池ハザードマップは、農業用ため池が大雨等により、万が一決壊した場合に家屋や公共施設に被害が及ぶと想定される**防災重点ため池**について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動に役立てていただくために作成したものです。
南部町ため池ハザードマップには、浸水想定区域、避難所、防災関係機関連絡先等が記載されています。

[南部町ため池ハザードマップ-松の堤.pdf \[12370KB pdfファイル\]](#)
[南部町ため池ハザードマップ-法師岡堤.pdf \[12305KB pdfファイル\]](#)

南部町ため池マップ

南部町ため池マップを作成しましたので公表いたします。(令和2年3月作成)
南部町ため池マップには、防災重点ため池の名称、所在地等が記載されています。

[南部町ため池マップ.pdf \[3088KB pdfファイル\]](#)

問い合わせ先

南部町 農林課/農村整備班
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1
電話番号: 0178-38-5964
FAX番号: 0178-38-5984

この組織からさがす: [農林課/農村整備班](#)

登録日: 2020年8月19日 / 更新日: 2021年8月4日

暮らし・手続き

- 戸籍・住民票・印鑑
- 税金
- 国民年金
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度
- ごみ・環境
- ペット
- 町営住宅
- 住まい
- 移住関係
- 交通
- 各種相談
- 防災・安全
 - 緊急・災害情報
 - 消防団
 - 防災情報
 - ハザードマップ
 - 交通安全・防犯
 - 大規模盛土造成地マップ
- マイナンバー制度
- 男女共同参画
- 保健・健康・医療
- 生活支援・援助
- 地域活動
- 商工業
- 政策・施策
- 電子申請

避難確保計画作成の手引き等

【水害関係】 要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省）

YouTubeTwitter本文へ文字サイズ変更標準拡大音声読み上げ・ルビ振りEnglish検索方法サイトマップ

[ホーム](#) > [国土交通省について](#) > [報道・広報](#) > [政策・法令・予算](#) > [白書・オープンデータ](#) > [お問い合わせ・申請](#)

防災

> [水管理・国土保全トップ](#) > [河川](#) > [ダム](#) > [砂防](#) > [海岸](#) > [水資源](#) > [下水道](#) > [防災](#) > [環境](#) > [利用](#) > [国際](#) > [情報](#) > [技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [防災](#) > [自衛水防（企業防災）](#) > [要配慮者利用施設の浸水対策](#)

| | | | | | |
|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------------|----------------------------------|
| メニュー | 自衛水防（企業防災） トップ | 地下空間の 浸水対策 | 要配慮者利用施設の 浸水対策 | 工場・事務所等の 浸水対策 | 災害情報普及 支援室一覧 |
|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------------|----------------------------------|

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



お知らせ

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、手引き等に記載されている「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3 高齢者等避難」に、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示（緊急）」は「警戒レベル4 避難指示」に、「警戒レベル5 災害発生情報」は「警戒レベル5 緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

25

避難確保計画作成の手引き等

【土砂災害関係】 土砂災害防止法が改正されました（国土交通省）

● 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ振り English
Google 提供 🔍 ● 検索方法 ● サイトマップ

[ホーム](#) > [国土交通省について](#) > [報道・広報](#) > [政策・法令・予算](#) > [白書・オープンデータ](#) > [お問い合わせ・申請](#)

砂防

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [砂防](#) > [土砂災害防止法が改正されました～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～（平成29年6月19日）](#)

土砂災害防止法が改正されました～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～（平成29年6月19日）

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法^(※1)』が平成29年6月19日に改正^(※2)されました。

改正後の土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設^(※3)の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとしています。

また、この土砂災害防止法の改正に伴い、『土砂災害防止法施行規則』を平成29年6月19日に改正^(※4)するとともに、『土砂災害防止対策基本指針』についても平成29年8月10日に変更を行いました。

(※1) 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

(※2) 「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）：平成29年5月19日公布、6月19日施行。

(※3) 土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設が対象です。

(※4) 「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（平成29年国土交通省令第36号）：平成29年6月14日公布、6月19日施行。

土砂災害防止法の改正に関連する情報

今回の土砂災害防止法の改正に関連する資料を掲載しております。
避難確保計画の作成等の参考にしてください。

➤ [要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット](#)

土砂災害防止法の改正内容や留意事項等について、ご覧いただけます。

○ [要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さま](#) [PDF:381KB]

要配慮者利用施設（事業所）の皆さまへ

近年、多発する浸水・土砂災害等への対応を図るため、「水防法」及び「土砂災害警戒等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務化されるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。事業所におかれましては、避難確保計画作成の手引き等を参考に浸水や土砂災害等への対応を明確化し、避難訓練により明らかとなった課題等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しに取り組んでいただきますようお願いいたします。